

総社市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

総社市消防本部の組織に関する規則（平成17年総社市規則第156号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 消防本部に消防長、<u>課に課長及び係に係長を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 課に主幹又は課長補佐、<u>課及び係に主査又は主任を置くことができる。</u></p> <p>4 消防長は消防監を、次長<u>及び課長は消防司令長を、主幹は消防司令長又は消防司令を、課長補佐は消防司令を、係長、主査及び主任は消防司令補</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 消防本部に消防長、課長及び係長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 課に主幹又は課長補佐、係に主査又は主任を置くことができる。</p> <p>4 消防長は消防監を、次長は消防司令長を、<u>課長及び主幹は消防司令長又は消防司令を、課長補佐は消防司令を、係長及び主査は消防司令補を、主任は消防司令補又は消防士長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規則の<u>施行に関し</u>必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。